

学校教育法施行規則の一部を改正する省令について

（大学院における学位授与の状況に関する情報公表の促進）

【改正の趣旨】

- 大学院の課程を修了した者に対する学位授与について、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って厳格な成績評価に基づき課程の修了が認められた場合にのみ行われる前提の下、学位授与の状況に関する情報の公表を促進することを通じ、教育課程の体系的な編成、学生の資質・能力の計画的な育成を進め、**大学院における教育の質の向上**を図るとともに、入学希望者の進路選択に資する情報を公表することで**大学院進学者の増加**を図り、あわせて**大学院教育に対する社会の理解促進**に資することを期する。

【改正後の条文】

- 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

改正後	改正前
第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一～十 （略） 2 （略） 3 大学院（ <u>第二号</u> については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、 <u>次に掲げる事項</u> についての情報を公表するものとする。 <u>二 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。</u> <u>二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。</u> 4・5 （略）	第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一～九 （同左） 2 （同左） 3 大学院（ <u>専門職大学院</u> を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、 <u>大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準</u> についての情報を公表するものとする。 [号を加える。] [号を加える。] 4・5 （同左）

【施行期日】

- 令和6年9月30日 公布
- 令和7年4月 1日 施行

【公布通知における留意事項】

- 標準修業年限は、修業年限を標準的なものとして定めるものであり、**各大学は教育課程を当該年限の在学期間による修了を標準として編成することが前提**とされていること。
- 課程の修了の認定は、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針に沿って、**厳格な成績評価に基づき適切に行うべきもの**であること。
- 情報公表を通じて、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、**幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たし、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成していくことが重要**であること。

公表事項	左記と併せて公表することが考えられる事項
○「標準修業年限以内で修了した者の占める割合」： ・一の年度に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者（満期退学者を除く。）の割合	・標準修業年限
○「その他学位授与の状況に関すること」として、下記の事項を想定： ・標準修業年限以内で修了せずに退学した者の割合 ・標準修業年限以内で修了していない上記以外の者（長期履修学生や留年者等）の割合	・退学した者の内訳として、博士課程における満期退学者の割合 ・標準修業年限以内で修了していない者について、修了していない原因（留学、就職・起業、家庭の事情等（病気・怪我・出産・育児・介護等）などが考えられるほか、大学の実情に応じて記載） ※個人情報への配慮が必要 ・修了していない原因ごとの割合 ※個人情報への配慮が必要
・一の年度に修了した者のうち、学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合	・学位取得に要した平均年数
	・論文博士の授与状況
公表が推奨される事項	左記と併せて公表することが考えられる事項
・修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合）	・修了者のキャリアパスの具体的な事例
・卒業認定・学位授与の方針や、学修の成果及び学位論文に係る評価の基準、授業及び研究指導の方法・内容・計画等の情報と関連付けた公表	
・各数値について、大学としてどのように評価し、今後どのようにその結果への対応を図る予定かといった分析・解説	

※改正後の学校教育法施行規則第172条の2第3項第2号において公表するものとされている「大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること」として公表すべき事項としては、従前と同様、学位論文が満たすべき水準に加えて、例えば、審査委員の体制、審査の方法及び項目等も期待されており、「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和元年9月26日付け元文科高第380号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、引き続き適切に対応すること。

関連文書

○人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）（令和5年12月22日 中央教育審議会大学分科会）（抄）

IV. 具体的方策

2. 幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育研究指導の強化に向けて

（1）教育課程・研究指導の質保証

- ……これらに留意しつつ、以下に掲げる教育課程・研究指導の質保証に向けた取組が必要である。

・研究科別の標準修業年限とその実績（修了生の修業年数等）の公表

（中略）

3. 情報公表の促進

- 大学が学修成果や教育研究の成果に関する情報を積極的に公表し社会に対して説明責任を果たすことは、大学院教育改革を推進し、「社会に開かれた質保証」を実現していくために極めて重要であり、特に学生や大学院進学希望者に対して教育研究に関する情報を自発的・積極的に公表していくことが必要である。

大学院への進学は学生にとって追加的に時間的・金銭的な負担が発生するにもかかわらず、進学前の情報提供が不十分だったために進学後に学生が失望するというミスマッチが生じているという課題や、外部からの適切な評価を通じた教育研究の質の向上に向けた取組が十分に行われていないという課題も指摘されている。

- このため、各大学においては、例えば、

・ 各学位プログラムにおいて学位を取得するために要する平均年数

・ 各年度における大学院進学者の標準修業年限期間が満了した時点での修了者、在学者、退学者の数と割合（標準修業年限内に学位を取得していない者については、取得に至っていない原因ごとの数と割合）

・ 修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合等）

などの情報の公表が求められる。

- 特に、厳格な成績評価や学位審査が行われていることを前提に、標準修業年限内に学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにするという大学院教育の質保証や大学院教育改革の観点から、研究科ごとや学位プログラムごとの単位で、進学率や就職率を含む修了後の進路状況、標準修業年限内に修了した学生の割合、留年率、中途退学率などの情報の公表を進めることは極めて重要である。

- なお、このことは人文科学・社会科学系に限らない。各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことは、大学院教育の質の向上という観点からも重要な意義がある。特に、海外の大学院進学や留学を視野に入れている学生にとっては、自大学の教育研究に関する情報が適切に公表されていることは重要である。

- 国は、各大学における情報公表の取組が進むよう、上記の事項について学校教育法施行規則第172条の2に追加することを含めて検討を進めるべきである。

公表の際には、単にこれらの情報を数値のみの形で公表するのではなく、コースワークと研究指導の在り方、留学の位置付けといった修業期間や成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更の有無、退学の理由も踏まえつつ、その数字が何を意味し、なぜそのような結果になり、どのような情報と組み合わせる必要があるか、大学としてその数字をどう評価しており、今後どのようにその結果への対応を図る予定かなどの分析や解説を併せて説明することが期待される。

○ 博士人材活躍プラン～博士をとろう～（令和6年3月26日 文部科学省）（抄）

6 具体的取組

2. 大学院改革と学生等への支援

（2）博士に必要な資質の明確化、大学院教育の情報公表

- ・ 博士課程修了後の進路状況、標準修業年限、標準修業年限内に修了した学生の割合、留年率、中途退学率などの教育情報の公表の促進を図るための、学校教育法施行規則改正の検討